

## 茨城土地家屋調査士会「境界問題解決支援センターいばらき」費用規程

### (目的) <規則第 43 条 第 44 条>

**第 1 条** この費用規程(以下「規程」という。)は、「境界問題解決支援センターいばらき」規則(以下「規則」という。)第 43 条及び第 44 条の規定に基づき、「境界問題解決支援センターいばらき」(以下「本センター」という。)の利用に関し必要な費用を定めることを目的とする。

### (定義)

**第 1 条の 2** この規則において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、規則、不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成 16 年法律第 151 号)において使用する用語の例による。

### (費用の種類) <規則第 43 条 第 44 条>

**第 2 条** 本センターの費用は、相談費用、申立費用、調査・測量費用、鑑定費用、期日費用、成立費用及びその他の費用とする。

### (相談費用) <規則第 43 条第 1 項>

**第 3 条** 相談の申出人(以下「申出人」という。)は、申出と同時に本センターに対し、相談料として 20,000 円を納付するものとする。

- 2 相談者が、土、日、祝祭日を除く相談期日の 3 日前の午後 4 時までに相談申出を取下げた場合、また、相談員の忌避により相談期日が中止した後、再開されずに相談手続が終了したときは、申出人がすでに納付した相談費用の全額を返還する。ただし、返還に要する費用は、申出人の負担とする。
- 3 前項の場合を除いて、相談費用は返還しないものとする。
- 4 第 2 回以降の相談期日費用は 10,000 円とし、第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

### (申立費用) <規則第 43 条第 1 項>

**第 4 条** 調停の申立人(以下「申立人」という。)は、調停の申立て(以下「申立て」という。)と同時に、本センターに対し、申立費用として 30,000 円を納付するものとする。

- 2 申立費用は、申立て受理後は返還しない。ただし、申立ての相手方(以下「相手方」という。)が手続に応諾しなかったとき、又は手続に応諾したにもかかわらず、手続期日に一度も出席することなく当該手続が終了したときは、通知に要した費用を差し引いた残額を返還する。ただし、返還に要する費用は、申立人の負担とする。
- 3 申立費用は、当該申立てが不受理となったときは、通知に要した費用を精算して返還する。ただし、返還に要する費用は、申立人の負担とする。

### (期日費用) <規則第 43 条第 2 項>

**第 5 条** 申立人及び相手方(以下「当事者」という。)は、本センターに対して、当該期日の開始前に各自 10,000 円を納付するものとする。ただし、第 1 回期日費用は申立人が相手方の期日費用を負担し、20,000 円とする。

- 2 当事者双方の合意により、期日費用の負担割合を定めたときは、当事者は、それぞれの負担割合

に従って期日費用を納付するものとする。

- 3 一方の当事者だけで開催する手続期日における期日費用は、当該一方の当事者分のみを納付するものとする。
- 4 当事者の一方が3日前の午後4時までに変更の申し出がなく欠席し、期日が開催されなかったときは、すでに納付した期日費用のうち、出席者の分は全額を返還し、欠席者の分は返還しない。ただし、返還に要する費用は、出席者の負担とする。

#### (成立費用) <規則第43条第2項>

**第6条** 本センターの成立費用は、20万円を基本とし、原則として当事者双方が折半して負担する。

- 2 運営委員会は、担当調停員の意見を聴取したうえで、附則に定めるとおり、紛争額、解決まで要した調停期日の回数により、前項の成立費用につき、10万円を加算することができる。
- 3 当事者双方は、合意により、成立費用に関する当事者間の負担割合を決定することができる。

#### (鑑定費用等) <規則第44条第1項>

**第7条** 当事者は、調停の実施の過程において、調査、測量又は鑑定を依頼したときは、調査、測量又は鑑定の費用(以下「鑑定費用等」という。)を、当該業務の着手前に予納し、業務終了後に費用を精算するものとする。

- 2 予納する鑑定費用等の当事者間の負担額は、当事者の同意を得て担当調停員が定めることができる。ただし、担当調停員は、手続終了時にこれらの費用の当事者負担額及び負担割合を変更することができる。
- 3 センター長は、調査、測量又は鑑定の費用については、事前に積算基準又は概算見積りを当事者に提示し、当該費用に関してあらかじめ承諾を求めるものとする。

#### (その他の費用) <規則第44条第2項>

**第8条** 当事者は、調停の実施に要する担当調停員の出張に伴う旅費、宿泊費その他の費用については、当事者の同意を得て担当調停員が定めた当事者の負担額を、費用の発生時に本センターへ支払うものとする。ただし、担当調停員は、手続終了時にこれらの費用の当事者負担額及び負担割合を変更することができる。

#### (手数料) <規則第42条第3項>

**第9条** 手続実施記録の閲覧手数料は1件につき1,000円とし、謄写交付手数料は1件につき2,000円とする。ただし、謄写交付手数料の1件の枚数が10枚を超えるものについては、その超える枚数5枚までごとに500円を加算した額とする。

- 2 前項の手数は、それぞれの申請時に本センターに納付するものとする。

#### (各費用の支払)

**第10条** 各費用の支払いは、原則として現金で支払うものとする。ただし、事前に金融機関への振込みによって支払うことができる。

- 2 当事者は、各費用を金融機関への振込みによって支払ったときは、当該振込みをしたことを証する書面を本センターに提示するものとする。

(消費税に相当する額)

**第 11 条** この規程に定める費用及び手数料の額は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき、本センターの役割に対して課せられる消費税に相当する額は含まないものとし、当事者は、当該額を加算して納付するものとする。

(費用の減額)

**第 12 条** センター長は、担当調停員の意見を聞いて、事案の内容、背景、当事者の事情、手続の経緯その他の事情を勘案して、運営委員会に諮り、費用の一部を減額することができる。

(規程に定めのない事項) <規則第 44 条第 2 項>

**第 13 条** この規程に定めるもののほか、解決手続に要する費用が発生したときは、当事者の承諾を得て担当調停員が定める。

(規程の改廃)

**第 14 条** この規程の改廃は、運営委員会の決議による。

附 則

(施行期日)

**第 1 条** この規程は、平成 22 年 6 月 28 日から施行する。

(成立費用の加算)

**第 2 条** 第 6 条第 2 項の加算は次の各号の全てに該当するときとする。

1. 紛争額(双方の土地の固定資産評価額の合計)が 1,000 万円を超えるもの。
2. 期日の回数が 6 回を超えるもの。